あなたは、どんな生活を送りたいですか？

あなたの「こんな生活をしたい」「こんな手伝いをしてほしい」という気持ちを応援する法律があります。

それを障害者総合支援法と言います。

わかりやすい版

知ろう・使おう・楽しもう

障害者総合支援法のサービスを利用したい人へ

（法律の正式な名前は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます）

自分で決めた暮らしや夢を実現するために

働きたい、遊びに行きたい、一人で暮らしてみたい・・・。

あなたのそうした希望を応援し、生活をお手伝いするために、障害者総合支援法はあります。

障害者総合支援法はどんなふうに使われているのか、見てみましょう。

アート作品作り

福島・郡山

森はるかさん

森さんは、生活介護の事業所でアート作品をつくっています。

手に障害がある森さんは、足を使って絵を描いたり、作品をつくったりします。

絵の具や道具の準備は、職員が手伝います。

絵が好きだった森さんは、アート作品作りができる生活介護の事業所を選び、通っています。

森さん以外の利用者も、体操やダンスをしたり、テレビを見たり、さまざまな活動をしています。

森さんが利用中のサービス

生活介護

さまざまな活動や作業をする施設です。

昼間に通います。

お菓子をつくったり、アート作品をつくったり、簡単な作業をしたりします。

どんなことをするかは施設によってちがいます。

会社で働く

東京・港区

田中しんたろうさん

田中さんは、病院などで使う機械をつくっている会社で働いています。

書類を印刷したり、手紙を封筒に入れたりするのが、田中さんの仕事です。

会社に入る前、田中さんは就労移行支援事業所で１年半、仕事の練習をしました。

仕事が丁寧な田中さんは、会社の中で頼りにされています。

田中さんが利用したサービス

就労移行支援

会社等で働きたい人に仕事の仕方を教えたり、仕事の練習をさせてくれる施設です。

平日の昼間に通います。

グループホームで暮らす

大阪・箕面

亀田あやかさん

亀田さんは、他の５人の障害のある人といっしょに、グループホームで暮らしています。

夕方、グループホームに帰ってきて、お風呂に入ってからごはんを食べます。

お風呂はヘルパーが手伝います。

ごはんは、グループホームの職員がつくります。

亀田さんは、外出に着ていく服を選ぶのが好きです。

亀田さんが利用中のサービス

グループホーム

一つの建物で２～１０人の障害のある人が暮らします。

食事やお風呂、着替えなどを職員が手伝ってくれます。

あなたの使いたいサービスは、ある？

障害者総合支援法にはあなたの生活を支えるたくさんのサービスがあります。

どんなサービスがあるのか、あなたが使いたいサービスはあるか、見てみましょう。

かよう

生活介護・地域活動支援センター

障害のある人が昼間に通って絵を描いたり、作品を作ったり、スポーツをしたり、作業をしたりします。

練習する

就労支援・就労継続支援

働きたい障害のある人が通います。

仕事の練習ができます。

くらす

グループホーム

２～１０人の障害のある人が普通の一軒家などでいっしょに暮らします。

食事やお風呂など生活にかかわることを手伝ってもらえます。

くらす

施設入所支援

たくさんの障害のある人が、施設の中でいっしょに暮らします。

おもに障害の重い人が対象です。

生活に必要なことを手伝ってもらえます。

やすむ

短期入所（ショートステイ）

グループホームや施設に短い期間泊まって、生活に必要なことを手伝ってもらいます。

病気や家事などで家族が世話できないときに使えます。

相談する

相談支援

生活していて困ったことなどの相談に乗ってくれます。

福祉サービスを使うときの手伝いもしてくれます。

くらす

居宅介護（ホームヘルプ）

障害のある人が、親などといっしょに暮らしたり一人暮らしをしたりするときに生活の手伝いをしてくれます。

でかける

移動支援（ガイドヘルプ）

障害のある人が出かけるときに、付き添ってくれます。

買い物や乗り物に乗るための手伝いなどをしてくれます。

このほかに、行動援護、重度訪問介護、同行援護などのサービスもあります。

障害者総合支援法のサービスってどうやったら使えるの？

役所の職員や相談支援専門員といっしょに、どんなサービスを使うか決めましょう。

1. 申し込む

誰かといっしょに行ってもかまいません。

役所に障害者総合支援法のサービスを使いたいと申し込みます。

1. 希望や困っていることを伝える

お願いすれば相談支援専門員があなたの家などに来てくれます。

相談支援専門員が、あなたがどんな生活をしたいのか、困っていることは何かを聞いてくれます。

あなたの希望を実現するためにどんなサービスを使ったらよいかをいっしょに考え、手続きを手伝ってくれます。

1. サービスを使う

サービスを使ってみて、希望とちがうことや困ったことがあれば、サービス管理責任　者や相談支援専門員に相談できます。

あなたが希望したサービスの利用がはじまります。

相談支援専門員がときどき様子を見に来て、サービスがきちんと行われているか確認します。

1. サービスを変える

サービスを変えるときも、相談支援専門員が手伝ってくれます。

使い始めたサービスを、途中で変えることもできます。

そのときは、相談支援専門員に相談します。

質問　どこにいけばそうだんできますか？

答え　よく分からない人は、まず、住んでいる市や町などの役所に行ってみましょう。

サービスを利用するための手続きを教えてくれたり、相談支援専門員を紹介してくれます。

質問　療育手帳をもってないとだめですか？

答え　療育手帳や愛の手帳・みどりの手帳などがなくても、サービスは使えます。

まずは、相談支援専門員に相談してみてください。

質問　サービスを使うとお金がかかるのですか？

答え　ほとんどの人は、無料でサービスを使えます。

ただし、たくさんお給料をもらっている人は、お金がかかることもあります。

質問　施設で暮らしていても相談できますか？

答え　入所施設にいる人も、相談支援専門員に相談できます。

施設の職員に、「相談支援専門員に相談したい」と伝えましょう。

障害者総合支援法は、障害のある人の希望する暮らしを実現するためにあります。

あきらめたり、がまんしたりせずに、まずは相談してみてください。

このパンフレットは、厚生労働省平成２７年度障害者総合福祉推進事業により社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会が作成したものです。